

# 特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の 音楽科教育課程の関係性Ⅲ

—歌唱指導に焦点を当てて—

藤原 志帆・福島 さやか\*

## A Comparative Study of the Music Curriculum for Special Needs Schools for Intellectually Disabled Students and the Ones for Elementary Schools, Junior High Schools, Kindergartens, and Nursery Schools III

—With Special Reference to Singing—

Shiho Fujihara · Sayaka Fukushima

(Received October 1, 2015)

### はじめに

2014年2月、日本でも「障害者の権利に関する条約」が発効し、インクルーシブ教育システム構築に向けた取り組みが本格化している。

2012年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が示した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであること、そしてそこでは、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」と述べられている<sup>1)</sup>が、現行の学校システムでは、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもと小・中学校等の通常の学級に在籍する子どもの学習は、「交流及び共同学習」の実施によって積み重ねられている状況である。

この「交流及び共同学習」は、豊かな人間性を育むことが目的の「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面を併せ持つ<sup>2)</sup>とされているが、教科に関する双方の学びを成立させるために妥当性の高い指導目標・内容が設定され、有効な手だてが講じられている実践が非常に少ないことが

指摘されている<sup>3)</sup>。

このような状況を受けて筆者らは、「交流及び共同学習」の実施率が高い音楽科<sup>4)</sup>において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学びながら、一人ひとりが各自の実態に即した力を身につけるための具体的な方策を講じることが急務であると考えた。

障害のある子どもの教科指導は、現行の特別支援学校の学習指導要領（小・中学校の特別支援学級も教育課程編成時に参考にする。）において、知的障害のある子どもを対象とする場合については独自の目標・内容が設定されている<sup>5)</sup>。そのため、知的障害のある子どもを含む「交流及び共同学習」では、教科の目標・内容も異なる子どもたちが学習を共にする場合もある。ここに、障害のある子どもと障害のない子どもが、教科等のねらいの達成を目的として学習を共にする際の難しさがあると考え、特別支援教育総合研究所も、インクルーシブ教育システム構築に取り組む際に着手すべき課題の一つとして、「特別支援学校と小・中学校の教育課程の連続性の確保」をあげている<sup>6)</sup>。

先行研究を調べたところ、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の教育課程における発達段階の設定や特別支援学校（知的障害教育）と小・中学校の音楽科教育課程の関係性について検討したものはみられなかった。

そこで筆者らは、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等（以下本稿では、幼稚園、保育所、小学校、中学

\* 福岡女学院大学

校、高等学校を総称して「小中学校等」とする。)の音楽科教育課程の関係性を明らかにした上で、障害のある子どもと障害のない子どもの音楽科学習の共有化について実践的に検証する必要があると考えた。

筆者らはこれまでに、特別支援学校(知的障害教育)音楽科の「器楽」、「鑑賞」、「身体表現」の観点について指導内容の分析を行い、特別支援学校(知的障害教育)と小中学校等の音楽科教育課程の関係性について整理している<sup>7)</sup>。本稿では、歌唱指導に焦点を当てる。小中学校等の音楽科教育課程と対比して、特別支援学校(知的障害教育)の音楽科教育課程の特徴を明らかにすることで、特別支援学校(知的障害教育)と小中学校等の音楽科教育課程の関係性について整理する。

## 1. 特別支援学校(知的障害教育)音楽科の教育課程

前述したように、特別支援学校(知的障害教育)の音楽科は、独自の目標と内容を有している。表1に、現行の学習指導要領に示された特別支援学校(知的障害教育)音楽科の目標を示した。

表1：特別支援学校(知的障害教育)音楽科の目標<sup>8)</sup>

学部	目標
小学部	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心をもち、その美しさや楽しさを味わうようにする。
中学部	表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。
高等部	表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

表2：特別支援学校(知的障害教育)音楽科「歌唱」の内容<sup>9)</sup>

学部・段階		内容
小学部	2段階	好きな歌ややさしい旋律の一部分を楽しく歌う。
	3段階	やさしい歌を伴奏に合わせてながら、教師や友達などと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。
中学部		歌詞やリズムなどに気を付けて、独唱、斉唱、簡単な輪唱などをする。
高等部	1段階	歌詞の内容を感じ取って、独唱、斉唱、簡単な合唱などをする。
	2段階	独唱、斉唱、二部合唱、オペレッタなどによる表現に慣れ、歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。

音楽科の内容は、学年別ではなく、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階の発達段階別に示されている(対象生徒の生活年齢が14歳であっても、音楽活動に関わる発達の年齢が2歳程度であれば、発達段階に即した小学部の指導内容を選択する)。また、小学部1段階は「音楽遊び」、小学部2段階以上は「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」の観点で構成されている。

表2に、本稿で焦点を当てる「歌唱」の観点について、現行の学習指導要領に示された特別支援学校(知的障害教育)音楽科の内容を示した。

## 2. 分析の方法

本稿では、就学前の保育や教育に関する指標、初等中等教育段階の教育に関する指標における記述をもとに、特別支援学校(知的障害教育)音楽科の「歌唱」の指導内容を分析する。

### 1) 分析の対象

特別支援学校(知的障害教育)音楽科の教育課程は、対象とする子どもの実態が多様であることから概括的に示されており、学習指導要領から内容の詳細を読み取ることは難しい。そのため、本稿では「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例4.音楽」<sup>10)</sup>に示された「歌唱」に関する29項目を分析の対象とした。

この「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例4.音楽」では、現行の学習指導要領にもとづき、特別支援学校(知的障害教育)音楽科の指導内容が、6段階に分けて133項目示されている。「段階1」は学習指導要領上の小学部1段階に、「段階2」は小学部2段階、「段階3」は小学部3段階、「段階4」は中学部、「段階5」は高等部1段階、「段階6」は高等部2段階に対応する。

### 2) 分析の指標

就学前の保育や教育に関する指標として、①「発達の4層からみた音楽療法の配慮点(宇佐川, 2007)」, ②「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツール」の「チェックリスト(與座ら, 2004)」, ③保育所保育指針(1999年改訂版)を用いた。③のみでは発達段階の対応を詳細に検討することが難しいため、乳幼児期の音楽的発達について詳細が示されている①および②を就学前の保育や教育に関する指標に含めている。

初等中等教育段階の教育に関する指標として、④小学校学習指導要領(現行), ⑤中学校学習指導要領(現行), ⑥高等学校学習指導要領(現行)を用いた。

以下に、各指標の概容を説明する。

### ①「発達の4層からみた音楽療法の配慮点（宇佐川，2007）」

宇佐川は、約30年間にわたる300名を越す障害児の乳幼児期の療育事例の詳細な検討によって集積された資料をもとに、感覚と運動の高次化による発達水準やその全体的理解の枠組みを精緻化し、「感覚と運動の高次化理論」（「Ⅰ層：初期感覚の世界」「Ⅱ層：知覚の世界」「Ⅲ層：象徴化の世界」「Ⅳ層：概念化の世界」）を構築している<sup>11)</sup>。

「発達の4層からみた音楽療法の配慮点（宇佐川，2007）」は、この「感覚と運動の高次化理論」に基づき、障害児の音楽療法の活動を整理したものである<sup>12)</sup>。

### ②「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツールの「チェックリスト（與座ら，2004）」

與座らは、各種発達理論、発達検査（デンバー式発達スクリーニング検査ほか）、教育実践プログラム（MEPAほか）、「カリキュラムガイド」（J. Purvisら）、乳幼児の発達に関わる文献等を検討し、「歌唱」「器楽」「身体表現」「鑑賞」の4領域（各領域は大項目・中項目・小項目に分類）からなる「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツールの「チェックリスト」（発達年齢0～6歳11ヶ月）を作成している<sup>13)</sup>。また、この「チェックリスト」を用いて、6年間にわたり352名の健常乳幼児を対象に評価を実施し、信頼性および妥当性を検証している<sup>14)</sup>。

本稿では、この「チェックリスト」のうち「歌唱」の中項目①（発達年齢0歳から2ヶ月）から⑩（6歳から6歳11ヶ月）を分析の指標として用いた。

### ③保育所保育指針（1999年改訂版）

就学前の保育や教育に関する指標として、「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」が考えられる。

幼稚園教育要領に関しては、1956年2月や1964年3月の幼稚園教育要領における「音楽リズム」の記述では比較的詳細な音楽に関する指導の内容が記されているが、今回は、特別支援学校（知的障害教育）音楽科における指導内容例が2011年のものであるため、これに近い年代のものを対象とすることを検討した。

本稿では、発達年齢区分ごとの記述が詳細である1999年改訂版の保育所保育指針<sup>15)</sup>を分析の指標として用いた<sup>16)</sup>。

### ④小学校学習指導要領（現行）

初等教育段階の教育に関連する指標として、現行の「小学校学習指導要領」<sup>17)</sup>を用いた。本稿では、音楽科に関する内容を検討するため、「小学校学習指導要領」第2章 第6節 音楽に記された内容を中心に検討を行っている。

### ⑤中学校学習指導要領（現行）

前期中等教育段階の教育に関連する指標として、現

行の「中学校学習指導要領」<sup>18)</sup>を用いた。本稿では、音楽科に関する内容を検討するため、「中学校学習指導要領」第2章 第5節 音楽に記された内容を中心に検討を行っている。

### ⑥高等学校学習指導要領（現行）

後期中等教育段階の教育に関連する指標として、現行の「高等学校学習指導要領」<sup>19)</sup>を用いた。本稿では、音楽科に関する内容を検討するため、「高等学校学習指導要領」第2章 第7節 芸術に記された内容を中心に検討を行っている。

## 3. 分析の結果

以下に、「特別支援学校（知的障害教育）音楽科の指導内容例」（以下「特別支援学校指導内容例」とする）と各指標との対応について説明する。

なお、「特別支援学校指導内容例」と各指標について複数の対応がみられる場合には、最も初期の発達段階における対応のみを示した。

### 1) 「発達の4層からみた音楽療法の配慮点（宇佐川，2007）」との対応

「特別支援学校指導内容例」と「発達の4層からみた音楽療法の配慮点（宇佐川，2007）」（以下「音楽療法の配慮点」とする。）の対応に関する分析結果を表3に示した。右下に点を付した数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。英数字は、その項目に対応する「音楽療法の配慮点」の項目が含まれる層を、括弧内は層のラベルの略称を示している。

表3：「特別支援学校指導内容例」と「音楽療法の配慮点」との対応

段階1	段階2	段階3	段階4
21. I (感覚)	18. II (知覚) 21. II (知覚) 22. III (象徴)	19. III (象徴) 21. IV (概念)	16. IV (概念) 17. IV (概念) 18. IV (概念)

「特別支援学校指導内容例」の「段階1」（小学部1段階）には、「音楽療法の配慮点」のⅠ層（初期感覚の世界）に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階2」（小学部2段階）には、「音楽療法の配慮点」のⅡ層（知覚の世界）およびⅢ層（象徴化の世界）に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階3」（小学部3段階）には、「音楽療法の配慮点」のⅢ層（象徴化の世界）およびⅣ層（概念化の世界）に対応する内容が含まれていた。「段階4」（中学部）には、「音楽療法の配慮点」のⅣ層（概念化の世界）に対応する内容が含まれていた。

分析結果の詳細は表4に示した。表の下線を付した部分が、両者の対応を判断した記述である。数字の表記は表3と同様である。

表4:「特別支援学校指導内容例」と「音楽療法の配慮点」との対応(詳細)

段階	特別支援学校指導内容例	音楽療法の配慮点
1	21. 教師の歌や演奏と一緒に、大きな声を出したり、まわって歌ったりする。	・向き合う姿勢の形成(I:発達の目標)
2	18. 好きな歌の一部分を歌う。	・音・音楽の好みがある(II:音楽の特徴)
	21. 大きい声、小さい声、のびた声などいろいろな声を出して歌って楽しむ。	・声を通したやりとり(II:活動・楽器類)
	22. やさしい曲を、正しいメロディーで歌う。	・うたう活動(III:活動・楽器類)
3	19. やさしい歌詞を、伴奏や友達と合わせて正しく歌う。	・テンポや強弱を意識して合わせようとする活動(III:活動・楽器類)
	21. どなったり、小声すぎたりしないように、ちょうど良い声の大きさで歌う。	・調整的な発声(IV:姿勢・運動)
4	16. 輪唱や簡単な2部合唱をする。	・音楽による役割取得活動(IV:発達の目標)
	17. はっきりした発音で音程もできるだけ整え、正しいリズムで歌う。	・リズムへの意識が明確化(IV:音楽の特徴) ・旋律の意識化と再生(IV:音楽の特徴)
	18. 歌詞の表す情景を想像したりして、気持ちをこめて、きれいに歌う。	・歌詞の理解と再生(IV:音楽の特徴)

2)「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツール」の「チェックリスト(與座ら, 2004)」との対応

「特別支援学校指導内容例」と「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツール」のチェックリスト(與座ら, 2004)」(以下「チェックリスト」とする)の

表5:「特別支援学校指導内容例」と「チェックリスト」との対応

段階1	段階2	段階4
21. ③(0:6~0:8) 22. ⑤(1:0~1:5) ⑥(1:6~1:11)	18. ⑦(2:0~2:11)	16. ⑪(6:0~6:11) 17. ⑧(3:0~3:11) ⑨(4:0~4:11) 18. ⑩(5:0~5:11)

対応に関する分析結果を表5に示した。右下に点を付した数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。丸数字は、その項目に対応する「チェックリスト」の項目番号を、括弧内は発達年齢を示している。

「特別支援学校指導内容例」の「段階1」(小学部1段階)には、「チェックリスト」の③(6ヶ月から8ヶ月)、⑤(1歳)から⑥(1歳11ヶ月)に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階2」(小学部2段階)には、「チェックリスト」の⑦(2歳から2歳11ヶ月)に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階4」(中学部)には、「チェックリスト」の⑧(3歳)から⑩(6歳11ヶ月)に対応する内容が含まれていた。

分析結果の詳細は表6に示した。表の下線を付した部分が、両者の対応を判断した記述である。表中の数字および括弧内の表記は表5と同様である。

表6:「特別支援学校指導内容例」と「チェックリスト」との対応(詳細)

段階	特別支援学校指導内容例	音楽療法の配慮点
1	21. 教師の歌や演奏と一緒に、大きな声を出したり、まわって歌ったりする。	③教師の声やなじみのある音をまねて声を出すことができる(0:6~0:8)
	22. やさしいメロディーの一部を口ずさむ。	⑤フレーズの語尾や語頭を歌うことができる。(1:0~1:5) ⑥あやし言葉や歌の中のリズムカルなことばの部分をまねることができる。(1:6~1:11)
2	18. 好きな歌の一部分を歌う。	⑦歌の一部分を歌うことができる。(2:0~2:11)
4	16. 輪唱や簡単な2部合唱をする。	⑪替え歌を歌ったり、輪唱をしたりすることができる。(6:0~6:11)
	17. はっきりした発音で音程もできるだけ整え、正しいリズムで歌う。	⑧一曲全体を通して、ほぼ正確なリズムで歌うことができる。(3:0~3:11) ⑨一曲全体を通して、正確なリズム、音程で歌うことができる。(4:0~4:11)
	18. 歌詞の表す情景を想像したりして、気持ちをこめて、きれいに歌う。	⑩歌の速さ、強弱に気を付けて歌うことができる。(5:0~5:11)

3) 保育所保育指針(1999年改訂版)との対応

「特別支援学校指導内容例」と1999年改訂版の保

育所保育指針（以下「保育所保育指針」とする）の対応に関する分析結果を、表7に示した。右下に点を付した数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。その後に、その項目に対応する「保育所保育指針」の項目が含まれる箇所を示している。括弧内の数字は、「保育所保育指針」の項目番号を示している。

表7：「特別支援学校指導内容例」と「保育所保育指針」との対応

段階2	段階3
21. 5歳児の保育の内容 4 内容「表現」(1)	17. 5歳児の保育の内容 4 内容「表現」(2)
22. 2歳児の保育の内容 5 配慮事項(13)	

「特別支援学校指導内容例」の「段階2」（小学部2段階）には、「保育所保育指針」の2歳児の保育の内容に関する配慮事項、および5歳児の保育の内容に対応する部分が含まれていた。「段階3」（小学部3段階）には、「保育所保育指針」の5歳児の保育の内容に対応する部分が含まれていた。

分析結果の詳細は、表8および9に示した。表の下

表8：「特別支援学校指導内容例（段階2）」と「保育所保育指針」との対応

特別支援学校指導内容例	保育所保育指針
21. <u>大きい声、小さい声、のびた声などいろいろな声を出して歌って楽しむ。</u>	(1) <u>様々な音、形、色、手ざわり、動きなどを周りのものの中で気づいたり見つけたりして楽しむ。</u> (5歳児の保育の内容 4内容「表現」)
22. <u>やさしい曲を、正しいメロディーで歌う。</u>	(13) <u>歌うことや、音楽に合わせて体を動かすことを好むので、子どもの好む歌、簡単な歌詞、旋律の歌や曲を正しく、美しく表現するように配慮する。</u> (2歳児の保育の内容 5配慮事項)

表9：「特別支援学校指導内容例（段階3）」と「保育所保育指針」との対応

特別支援学校指導内容例	保育所保育指針
17. <u>みんなと一緒に歌ったり、一人で歌ったりする。</u>	(2) <u>音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色の美しさやリズムの楽しさを味わう。</u> (5歳児の保育の内容 4内容「表現」)

線を付した部分が、両者の対応を判断した記述である。表中の数字の表記は表7と同様である。

#### 4) 小学校学習指導要領（現行）との対応

「特別支援学校指導内容例」と現行の小学校学習指導要領（以下「小学校学習指導要領」とする）の対応に関する分析結果を、表10に示した。右下に点を付した数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。その後に、その項目に対応する「小学校学習指導要領」の項目が含まれる箇所を示している。

表10：「特別支援学校指導内容例」と「小学校学習指導要領」との対応

段階4	段階5	段階6
17. 低学年 A表現(1)ウ	19. 中学年 A表現(1)ウ	15. 高学年の目標と内容 A表現(1)イ 解説
[ <u>共通事項</u> ] 低学年(1)ア(ア)	20. <u>指導計画の作成と内容の取扱い</u> 2(6)	16. 高学年 A表現(1)エ
18. 低学年 A表現(1)イ	21. 中学年 A表現(1)イ	高学年 A表現(4)ア
19. 低学年 A表現(4)ア	22. 中学年 A表現(1)エ	17. 中学年 A表現(1)ア
21. 低学年 A表現(1)エ	中学年 A表現(4)ア	
	23. <u>指導計画の作成と内容の取扱い</u> 2(3)イ	

「特別支援学校指導内容例」の「段階4」（中学部）には、「小学校学習指導要領」の低学年の内容に対応する部分が含まれていた。「段階5」（高等部1段階）には、「小学校学習指導要領」の中学年の内容に対応する部分および指導計画の作成と内容の取扱いに対応する部分が含まれていた。「段階6」（高等部2段階）には、「小学校学習指導要領」の中・高学年の内容に対応する部分が含まれていた。

分析結果の詳細は、表11から13に示している。表の下線を付した部分が、両者の対応を判断した記述である。表中の数字の表記は表10と同様である。

表 11:「特別支援学校指導内容例(段階4)」と「小学校学習指導要領」との対応

特別支援学校指導内容例	小学校学習指導要領
17. はっきりした発音で、音程もできるだけ整え、正しいリズムで歌う。	自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。(低学年 A 表現 (1) ウ)  音色、リズム、速度、旋律、強弱、拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴づけている要素〔(共通事項) 低学年 (1) ア (ア)〕
18. 歌詞の表わす情景を想像したりして、気持ちをこめて、きれいに歌う。	歌詞の表す情景や気持ちを想像したり、楽曲の気分を感じ取ったりし、思いをもって歌うこと。(低学年 A 表現 (1) イ)
19. 独唱や斉唱、簡単な輪唱などをする。	主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材を含めて、斉唱及び輪唱で歌う楽曲(低学年 A 表現 (4) ア)
21. 伴奏の響きを聴いて歌う。	互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。(低学年 A 表現 (1) エ)

表 12:「特別支援学校指導内容例(段階5)」と「小学校学習指導要領」との対応

特別支援学校指導内容例	小学校学習指導要領
19. 呼吸の仕方や口の開け方に気を付けて歌う。	呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌うこと。(中学年 A 表現 (1) ウ)
20. 拍子、スタッカー、レガート、シンコペーションに注意して正しい音程、リズムで歌う。	各学年の〔(共通事項) のイの「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」については、児童の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。(スタッカー) (指導計画の作成と内容の取扱い 2 (6))
21. 曲想を考え、その気分になって独唱や斉唱をする。	歌詞の内容、曲想にふさわしい表現を工夫し、思いや意図をもって歌うこと。(中学年 A 表現 (1) イ)
22. 互いに歌声を聞き合って、簡単な輪唱や部分合唱をする。	互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。(中学年 A 表現 (1) エ)  主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う楽曲(中学年 A 表現 (4) ア)

23. 民謡や歌曲などいろいろな歌に関心を持ち、楽しんで歌う。	歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。(指導計画の作成と内容の取扱い 2 (3) イ)
---------------------------------	--

表 13:「特別支援学校指導内容例(段階6)」と「小学校学習指導要領」との対応

特別支援学校指導内容例	小学校学習指導要領
15. 自分の思いや願いを歌にして歌う。	高学年の児童は、心の中の様々な思いや考えを、音楽を通して表現したり伝えたりすることができるようになり、自分の思いや意図が聴き手に明確に伝わる歌唱の表現ができるようになる。(高学年の目標と内容 A 表現 (1) イ 解説)
16. 輪唱や簡単な2部合唱をする。	各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。(高学年 A 表現 (1) エ)  主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う楽曲(高学年 A 表現 (4) ア)
17. 楽譜を見ながら歌ったり、弾きながら歌ったり、身体表現しながら歌ったりする。	範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌うこと。(中学年 A 表現 (1) ア)

## 5) 中学校学習指導要領(現行)との対応

「特別支援学校指導内容例」と現行の中学校学習指導要領(以下、「中学校学習指導要領」とする)の対応に関する分析結果を、表 14 に示した。「特別支援学校指導内容例」の右下に点を付した数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。その後、その項目に対応する「中学校学習指導要領」の項目が含まれる箇所を示している。

表 14:「特別支援学校指導内容例」(段階5)と「中学校学習指導要領」との対応

段階 5
20. 指導計画の作成と内容の取扱い 2 (8) 23. 第1学年 A 表現 (4) イ (ア)

「特別支援学校指導内容例」の「段階5」(高等部1段階)には、「中学校学習指導要領」の第1学年の内

容に対応する部分および指導計画の作成と内容の取扱いに対応する部分が含まれていた。

分析結果の詳細は、表 15 に示している。表の下線を付した部分が、両者の対応を判断した記述である。表中の数字の表記は表 14 と同様である。

表 15: 「特別支援学校指導内容例」(段階 5) と「中学校学習指導要領」との対応

特別支援学校指導内容例	中学校学習指導要領
20. 拍子, スタッカート, レガート, シンコペーションに注意して, 正しい音程, リズムで歌う.	各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは, 小学校学習指導要領第 2 章第 6 節音楽の第 3 の 2 の (6) に示すものに加え, 生徒の学習状況を考慮して, 次に示すものを取り扱うこと. <b>legato</b> (指導計画の作成と内容の取扱い 2 (8))
23. 民謡や歌曲など, いろいろな歌に関心を持ち, 楽しんで歌う.	我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち, 我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの. (第 1 学年 A 表現 (4 イ (ア)))

#### 6) 高等学校学習指導要領（現行）との対応

「特別支援学校指導内容例」と現行の高等学校学習指導要領について、直接的に対応する記述はみられなかった。

### 4. 考察

以下に、小中学校等の音楽科教育課程と対比して、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の教育課程の特徴を明らかにすることで、両者の教育課程の関係性を整理する。

#### 1) 就学前の保育や教育に関する指標との対応から

分析の結果、「音楽療法の配慮点」, 「チェックリスト」, 「保育所保育指針」に示された「歌唱」に関する内容は、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の小学部（段階 1 から 3）から中学部（段階 4）の内容と段階的に対応していることがわかった。

このことから、特別支援学校（知的障害教育）音楽科小学部・中学部の歌唱指導は、「教師とのやりとりの中で声を出す」段階から、「好きな歌の一部を歌う」段階、「伴奏や友達の歌声に合わせて自身の声を調整して歌う」段階、「リズム、旋律、歌詞等を意識して一人で歌う」段階へと、発達段階に即してスモールス

テップで、歌唱に必要な力を育むように設定されていると考えられる。

#### 2) 初等中等教育段階の教育に関する指標との対応から

分析の結果、小学校音楽科の「歌唱」事項イ「音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫すること」と事項エ「声を合わせて歌うこと」、歌唱教材選択の観点については、小学校低学年から高学年の内容が、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の中学部（段階 4）から高等部 2 段階（段階 6）の内容と段階的に対応していることがわかった。このことから、特別支援学校（知的障害教育）音楽科中学部・高等部の歌唱指導は、曲想を表現する力や声を合わせて歌う力を系統的に育むように設定されていると考えられる。

小学校音楽科の「歌唱」事項ア「聴唱・視唱すること」については、小学校中学年の内容（視唱）との対応が、特別支援学校高等部 2 段階（段階 6）になって初めてみられることがわかった。このことから、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の歌唱指導は、児童生徒の知的理解の実態に配慮した内容設定になっていると考えられる。また、小学校音楽科の「歌唱」事項ウ「楽曲に合った表現をすること」のうち「自然で無理のない歌い方」（中学年）や「響きのある歌い方」（高学年）については、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の内容の記述との対応がみられないことがわかった。このことから、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の歌唱指導は、児童生徒の発声・発語、知的理解の実態に配慮した内容設定になっていると考えられる。

さらに、中学校音楽科の歌唱教材選択の観点と共通事項の音楽用語の一部について、特別支援学校（知的障害教育）高等部 1 段階（段階 5）の内容と対応がみられることもわかった。

#### 3) 全体をとおして

以上のように、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の歌唱指導は、小学部が幼稚園・保育所の「表現」等の内容を含み、中学部が幼稚園・保育所の「表現」等の一部と小学校音楽科の低学年の内容を含み、高等部が小学校音楽科の中学年・高学年の内容と中学校音楽科の内容の一部を含む設定になっていると考えられた。

「特別支援学校指導内容例」には、「20. 知っている歌、好きな歌、歌える歌の範囲を広げる」（段階 4）, 「13. CD の演奏に合わせて歌を歌ったり、カラオケを楽しんだりする」（段階 6）等、就学前の保育・教育に関する指標、初等中等教育に関する指標における記述とは直接的な対応がみられない項目もあった。これらの項目は、知的障害教育独自の目的や方法が反映されたものであると考えられる<sup>20)</sup>。

## おわりに

本稿では、歌唱指導に焦点を当てて、特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性について整理した。

「特別支援学校指導内容例」や小中学校等の学習指導要領等における記述をもとに文言のみの対応を検討しているため、内容の解釈には限界がある。しかし、まず、学習指導要領に示された特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性を整理することで、知的障害のある子どもが含まれる音楽科の「交流及び共同学習」において、各自の実態に即した学習へのアクセスと全員での学習の共有化を叶える指導内容の設定について、手がかりを得ることができると考えられた。また、特別支援学校の教員が、学習指導要領に示された特別支援学校（知的障害教育）音楽科の教育課程を理解する上でも役立つのではないかと考えられた。

本稿で検討したのは、あくまで特別支援学校（知的障害教育）学習指導要領に示された歌唱指導の基準である。知的障害のある子どもの中には、卓越した歌唱力を有する者もいれば、発声自体が難しい者もいる。学習指導要領に示された基準を踏まえた上で、多様な児童生徒にどのような歌唱指導を考えていくかについては、稿を改めて検討する必要があると考えている。

現在、これまでの分析をもとに、インクルーシブ教育システム構築に向けた音楽科指導内容指標の開発を進めている。今後は、発達一般や音楽的発達に関する見解をさらに検討し、実践的検証を重ねながら、障害のある子どもと障害のない子どもの音楽科学習の共有化を促す具体的な方策について検討していく予定である。

## 付記

本研究は、科学研究費補助金（課題番号 26381220）の助成を受けて行ったものである。

## 注および引用

- 1) 文部科学省（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm)（2015年9月28日

閲覧）

- 2) 文部科学省（2009）『特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）平成21年6月』教育出版，p.185.
- 3) 遠藤恵美子・佐藤慎二（2012）「小学校における交流及び共同学習の現状と課題－A市の通常学級担任と特別支援学級担任への質問紙調査を通して－」『植草学園短期大学研究紀要』13，pp.59-64. ほか.
- 4) 特別支援教育総合研究所が、2005年から2007年に全国の特別支援学級が設置されている小・中学校から抽出した48校に在籍する児童・生徒269人を対象に行った調査では、音楽科における「交流及び共同学習」の実施率が80.7%で最も高かった.
- 5) 文部科学省（2009）『特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領 平成21年3月告示』海文堂出版，pp.52-56. ほか.
- 6) 特別支援教育総合研究所（2008）『プロジェクト研究成果報告書「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究』p.40.
- 7) 藤原志帆・福島さやか（2014）「特別支援学校と小中学校等の音楽科教育課程の関係性－特別支援学校（知的障害教育）音楽科器楽領域における指導内容の分析をとおして－」『福岡女学院大学紀要 人間関係学部』15，pp.1-9. および 藤原志帆・福島さやか（2015）「特別支援学校と小中学校等の音楽科教育課程の関係性Ⅱ－鑑賞指導に焦点を当てて－」『福岡女学院大学紀要 人間関係学部』16，pp.25-38.
- 8) 文部科学省（2009）『特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領 平成21年3月告示』海文堂出版，pp.55, 60, 190.
- 9) 文部科学省（2009）同前書，pp.55, 59-60, 190-191.
- 10) 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育課が作成したものであるが、全国的に多くの学校が参考にしている。全国特別支援学校知的障害教育研究会編著（2011）『知的障害教育における学習評価の方法と実際』ジヤース教育新社等に掲載されている。構成については、藤原・福島（2014）前掲書に詳述している。
- 11) 宇佐川浩（2011）『感覚と運動の高次化からみた子ども理解』学苑社，pp.88-89.
- 12) 宇佐川浩（2011）『感覚と運動の高次化による発達臨床の実際』学苑社，p.136.
- 13) 奥座重希子ほか（2006）「音楽を活用した子どもの発達と評価に関する方法論的研究：アセスメントツールと実践ツールの開発」『琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要』7，pp.59-84.
- 14) 大城典子ほか（2012）「子どもの音楽における発達と評価に関する研究－教育実践現場における活用をめざして－」『琉球大学教育学部発達支援センター紀要』3，pp.45-54.
- 15) 厚生労働省（2004）『保育所保育指針』フレーベル館.

- 16) 民秋言（2012）『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』萌文書林。では、今回の改訂で保育指針は大きく変化し、制度的、形式的に変更部分は多くあったが、基本的にとくに発達論、保育内容論についてはほとんど変化していないとの見解が示されている。
- 17) 文部科学省（2013）『小学校学習指導要領 平成20年3月告示』東京書籍。
- 18) 文部科学省（2013）『中学校学習指導要領 平成20年3月告示 平成22年11月一部改正』東山書房。
- 19) 文部科学省（2014）『高等学校学習指導要領 平成21年3月告示』東山書房。
- 20) 前述したように特別支援学校（知的障害教育）の音楽科は独自の目標を有しており、なかでも、中学部・高等部の目標は、「生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。」という文言で結ばれている。また、知的障害のある児童生徒の教科指導については、現行の特別支援学校学習指導要領解説において、知的障害児の一般的な学習上の特性から、生活に結びついた実際の・具体的な内容の指導が効果的であるとされている。